

【常陽ローンカード規定】

1. (カードの利用)

常陽ローンカード(事業者向を除きます。以下「カード」といいます。)は、次の取引に利用することができます。

- (1) 株式会社常陽銀行(以下「当行」といいます。)および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ATM」といいます。)を使用して当座貸越口座(以下「カードローン口座」といいます。)から当座貸越借入金の払出(以下「出金」といいます。)をする場合。
- (2) 当行および当行がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下、「入金提携先」といいます。)のATMを使用してカードローン口座の当座貸越借入金を任意返済(以下「入金」といいます。)する場合。
- (3) 当行および出金提携先のうち当行がATMの共同利用による振込業務を提携した金融機関等(以下、「カード振込提携先」といいます。)のATMを使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合。
- (4) その他当行所定の取引を行う場合

2. (ATMによる出金)

- (1) ATMを使用して出金する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- (2) ATMによる出金は、ATMの機種により当行または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は当行または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 当行および出金提携先のATMにより出金する場合に、出金金額と第4条のATM利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額)をこえるときは、出金することはできません。

3. (ATMによる振込)

ATMを使用して振込資金をカードローン口座からの振替えにより出金し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他の画面表示の事項を正確に入力してください。

4. (各種手数料等)

- (1) 当行および入金提携先・出金提携先のATMを使用してカードローン口座から入金または出金する場合は、当行および入金提携先・出金提携先ともに店頭表示のATMに関する手数料(以下「ATM利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) ATM利用手数料は、入出金時に当該カードローン口座から自動的に引落とします。なお、出金提携先の自動機利用手数料は、当行から出金提携先に支払います。
- (3) 当行またはカード振込提携先のATMを利用して振込の依頼をする場合は、当行またはカード振込提携先所定の手数料をいただきます。
- (4) 振込の依頼をする場合の手数料は、振込資金をカードローン口座から出金時に、当該カードローン口座から自動的に引落とします。カード振込提携先の振込手数料は、当行から振込提携先

に支払います。

5. (ATMによる入金)

(1) ATMを使用してカードローン口座に入金する場合には、ATMの画面表示の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) ATMによる入金は、ATMの機種により当行または入金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当行または入金提携先所定の金額の範囲内とします。

6. (ATM故障時等の取扱い)

(1) 停電、故障等によりATMによる入金ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れ等を行うことができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(2) 停電、故障等により当行のATMによる出金ができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行ATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより現金の払戻し等を行うことができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。

(3) 前項による出金をする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードの記名人本人であることを証明する書類等をそえてカードとともに提出してください。その場合、届出の暗証を確認させていただくことがあります。

(4) 停電、故障等によりATMによる振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、第(2)項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼を行うことができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

7. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを失った場合には、直ちにカードローン契約者本人（以下「本人」といいます。）から書面によって当行に届出てください。この届出を受けた場合には、直ちにカードによるカードローン口座の出金停止措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前にカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当行に届出てください。

(3) 氏名その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。

(4) 暗証の変更は当行本支店のATMをご利用ください。これらの届出前に生じた損害については当行は責任を負いません。

(5) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の時間をおき、また保証人を求めることがあります。

(6) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

8. (暗証照合等)

(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないようにしてください。

(2) 当行が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証の一致を確認してカードローン口座の出金をしたうちは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、第9条お

よび第 10 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 当行の窓口において、当行が本人に交付したカードであることを確認し、払戻請求書に使用された暗証または印影を届出の暗証または印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてカードローン口座の出金をしたうへは、カード、暗証または払戻請求書につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、第 9 条および第 10 条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

9. (偽造カード等による出金等)

偽造または変造カードによる不正な出金について、本人の故意による場合、または当該出金について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

10. (盗難カードによる出金等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前項の規定は、第(1)項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。）から、2 年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第(1)項および第(2)項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先のATMを使用した場合の入金提携先・出金提携先・カード振込提携先に発生した損害についても同様とします。

12. (解約等)

(1) カードローン取引を解約する場合には、カードを当行に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入または貸与することはできません。

14. (規定の適用)

(1) この規定に定めない事項については、関連契約書および振込規定その他各種関連取引規定により取扱います。なお、カード振込提携先のATMを利用した場合には、当行振込規定にかえてカード振込提携先の振込規定により取り扱います。

(2) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)